

湯沢市消費生活センターだより

5月は消費者月間です

消費者保護基本法が昭和43年5月に施行、その施行20周年を機に昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされたことにより、全国的に消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行っています。

消費月間テーマ

“デジタルで快適、消費生活術” ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～



心配なとき、困ったときは、早めに相談を！

問 湯沢市消費生活センター（市役所本庁舎 1階）
受付時間（平日） 午前8時30分～午後5時
相談無料、専用相談室あります。 ☎ 72-0374
土曜、日曜、祝日は「消費者ホットライン」局番なし188番（いやや！）でご相談を受け付けています。

「商品の購入や契約トラブル」「借金の返済」でお困りの方 ご相談ください



正しい使い方、サービスの仕組みを理解しないと、思いがけないトラブルに遭ってしまうことがあります。

情報を正しく判断し、必要なデジタルサービスを日常生活に上手に活用しましょう。

現在、市役所本庁舎1階市民ロビーで、消費生活パネル展を開催中です（5月19日（金）まで）。この機会に、身近な消費生活についてみんなで考えましょう。



湯沢市ビジネス支援センター ゆざわ-Biz

駅通り商店街にある湯沢市ビジネス支援センター“ゆざわ-Biz”は、市が運営する中小事業者のための無料の経営相談窓口です。ゆざわ-Bizでは、事業者の強みを見つけ出し、それに磨きをかけることで、売上げを伸ばす一つのきっかけにします。

☎ 56-7117

ゆざわ-Bizでは、具体的な販路拡大の支援も積極的に行っています。ECサイトをはじめとするWEBを通じた販売のサポートはもちろん、実店舗での販売や商談の支援も行っています。また、秋田県内だけでなく、首都圏に対するPR活動のお手伝いもしています。

市内の事業者が集まって結成した「秋田・湯沢雪中貯蔵協会」では、雪の中に果物や野菜、日本酒などを貯蔵し、熟成させた商品を企画しており、ゆざわ-Bizでは令和3年の協会発足当初から販路拡大のお手伝いをしています。「雪が非日常的な地域に、



▲上野松坂屋での販売会の様子

雪国の商品を」というコンセプトで生まれた商品は、東京都などを商圈とし、秋田銀行が設立した地域商社「詩の国秋田」と連携しながら、首都圏のマーケットへのアプローチを行っています。

その結果、今年3月には、東京都中央区にある高級イタリアレストラン「代官山ASOチェレステ日本橋店」に雪中貯蔵品がメニューに採用されたほか、上野にある百貨店「松坂屋」での販売会実施にも至りました。

ゆざわ-Bizでは今後も、事業者のかたがたの商品やサービスの販路拡大の支援を行っています。